

## 一般社団法人日本遠隔医療学会入会・退会規則

### (入会)

第1条 一般社団法人日本遠隔医療学会（以下、本会）に入会するには、本会ホームページより、入会申請フォームに所要事項を記入して、事務局に提出する。

2. 入会申請を受け付けた場合には、事務局は所要事項を速やかに会員名簿に登録し、入会申請を受け付けた旨を申請者に連絡する。

3. 事務局は、月次に入会申請を取りまとめ、理事会の承認を得る。

4. 理事会の承認が得られたら、事務局は申請者にその旨を連絡し、入会年度の会費を請求する。

5. 入会日は、入会申請者の申し出た日と理事会が入会を承認した日の遅い方とする。

### (変更連絡)

第2条 本会会員は、入会時に登録した氏名、所属、連絡先等会員情報の登録内容に変更が生じた場合には遅滞なく、本会ホームページの登録情報変更連絡フォーム等を用いて、事務局に連絡する。

2 登録情報変更の連絡を受け付けた場合には、事務局は速やかに会員名簿の所要事項を更新する。

### (退会)

第3条 本会を退会するには、本会ホームページの退会連絡フォーム等を用いて、本会事務局に退会届を事務局に提出する。

2. 退会届を受け付けた場合には、事務局は会員名簿にその旨速やかに記載するとともに、会費の納入状況を確認し、未納会費の納入を促す。

3. 退会日は、退会申請者の申し出た退会希望日とする。

4. 退会日以後の会員を退会者とする。事務局は退会申請者リストを月次に取りまとめ理事会に報告する。

### (会費)

第4条 会員は入会日および退会日を含む年度の会費を納入する義務を有する（定款第8条）。

2 3年間連続で会費納入のない会員は、3年目の年度末日を以て、退会したものとみなす（定款第11条）。

### (会費)

第4条 会員は入会日および退会日を含む年度の会費を納入する義務を有する。

2. 3年間連続で会費納入のない会員は、3年目の年度末日を以て会員資格を喪失する。

付則 この規則に定めのない事項については、理事会で決定する。

2. 本規則は、一般社団法人日本遠隔医療学会の設立登記完了日より施行する。

[2024年6月15日 第1条、第2条改定、施行]

[2025年4月1日 第1条～第3条に2項以降追加、第4条追加、施行]